

#### (4) 緑のまちづくりを進める新たな取組

まちづくり事業において、緑を創出するそれぞれの取組は充実してきていますが、まちづくりが適用されない地域や、もともと緑が少ない地域では、容易に緑化等が進みません。また、こうした地域では緑の将来像も描きにくいのが実情です。

このため、これまでの制度をさらに活用していくことや、新たな施策を導入するなど、先導的に取組むべきプロジェクトを提案し、緑施策の可能性を追求していきます。

## 緑化地域制度の指定推進

### ねらい

緑化をまちづくりの中で明確に位置付けるため、都市緑地法に基づく緑化地域制度の普及拡大を図る。

### 具体的取組

- ・ まちづくりの上位計画である「都市計画区域マスタープラン」に、制度の指定推進を明記する。
- ・ 各種計画等に緑化地域の適用を促し、指定効果が高いと思われる地域や要件について具体的に記載する。
- ・ 制度の普及を図るために、東京都が関係者に対する研修会を定期的を実施する。

### 制度の概要

#### 1 根拠法

都市緑地法（第34条ほか）

#### 2 指定要件

用途地域の定められた区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域

指定されると建築確認の要件として緑化が義務付けられる。

#### 3 都市計画に定める事項

- ①地域地区の種類、②位置、③区域、④面積、
- ⑤建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度

（敷地面積の25%以下）又は

（100%－建ぺい率－10%）の小さい方の数値

### 取組の主体

- ・ 区市町村

## 界わい緑化推進プログラム

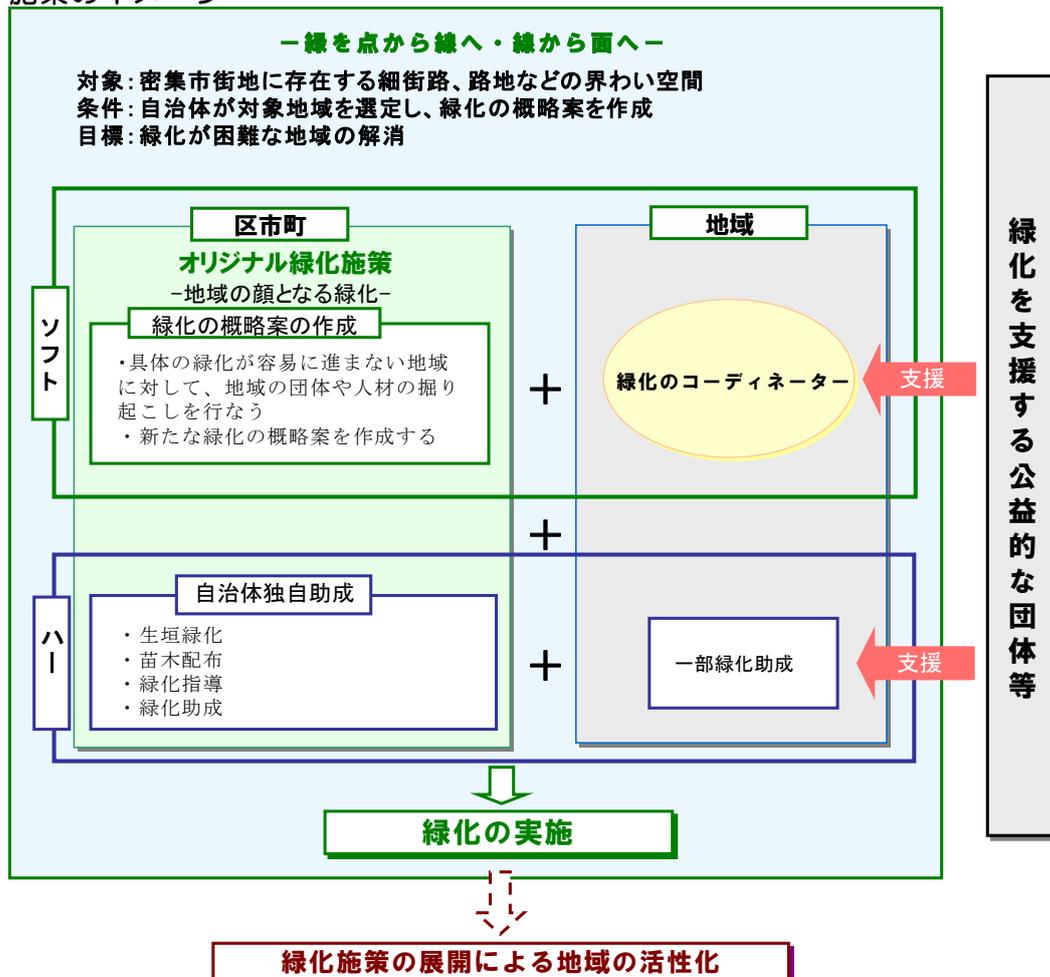
### ねらい

緑が極めて少なく、まちづくりも適用されない地域について、少しでも緑化の可能性を追求するため、界わいと言われる路地や軒先空間に着目した新たな施策を展開する。

具体的には、区市町村の計画案に対し、緑化を支援する公益的な団体等が、人材の提供や活動に対する緑化助成を実施する。

実施に当たっては、防災性への配慮などまちづくりと連動した事業を行なう。

### 施策のイメージ



### 取組の主体

- ・ 区市町村が主体で公益団体が支援 都は技術的、都市計画的視点から支援

## 大規模団地の緑の再生

### ねらい

大規模住宅団地の緑は、建替えにあたって、そのまま保全していくことは困難な場合がある。このため、現実的な対応として、建て替え後の緑化率の一層の向上に加え、計画段階から、周辺の緑との調和、ネットワークや景観形成に配慮した調整を進め、緑の再生を促進していく。

### 具体的取組

- ・ 都営住宅の団地の建て替え事業において、河川整備との連携事例、防災空間の創出など緑に関するこれまでの様々な取組事例を類型化し、事例集を作成する。
- ・ このことにより、今後、生じる建て替えにあたって、計画段階から、様々な検討を行う材料とし、周辺にも配慮した緑の再生を進めていく。

緑の再生の良好な事例



### 取組の主体

- ・ 当面、都営住宅の建替えに際して展開する